## 2 基本研修の対象者と申込方法

## (1) 対象者

研修講座名	研修対象者			
初任者研修	・小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園等において、新規に採用され た教諭、保育教諭、養護教諭、栄養教諭			
2年目研修	・小学校、中学校、高等学校、特別支援学校において、原則として初任者研修を修了 した2年目の教諭、養護教諭、栄養教諭			
3年目研修	・小学校、中学校、高等学校、特別支援学校において、原則として2年目研修を修 了した3年目の教諭、養護教諭、栄養教諭			
教職経験者5年 研修	・小学校、中学校、高等学校、特別支援学校において、原則として採用6年目の教 諭、養護教諭、栄養教諭を対象とするが、学校事情により管理職が認めた場合 は、次年度に延期することができる。 ・ 育児休業等で新規採用からの年数と教職経験年数が異なる者については、特に本 人が研修対象であるか、所属長が把握確認し、申込手続を行うこと。			
中堅教諭等資質向上研修	・小学校、中学校、高等学校、特別支援学校において、原則として教職経験11年目の教諭を対象とするが、状況に応じて12~13年目での選択可。ただし、平成28年度まで実施した10年研又は平成29年度から実施している中堅研を修了済みの者を除く。(pp. 25-29参照) ・幼稚園等において、採用11年目の教諭、保育教諭 ・ 育児休業等で新規採用からの年数と教職経験年数が異なる者については、特に本人が研修対象であるか、所属長が把握確認し、申込み手続を行うこと。			
ステージアップ 研修	・【前期】小学校、中学校、高等学校、特別支援学校において、中堅研を修了済みであり、年度内に45歳となる者(pp.30-36参照)・【後期】小学校、中学校、高等学校、特別支援学校において、中堅研を修了済みであり、年度内に55歳となる者(pp.30-36参照)			
新規採用研修	・新規に採用された実習教諭、寄宿舎指導員			
新規任用研修	・新規に任用された栄養教諭			

※ いずれも前年度までの研修対象者で未修了者を含む。経験年数の数え方(例) (pp. 57-60 参照)

## (2) 申込方法

以下の申込方法と締切日を確認し申し込むこと。なお、経験者研修を延期する場合、【研修様式3】 (p. 53 参照)により必ず届け出ること。なお、申込方法や注意事項に記載の「Plant」とは「全国教員研修プラットフォーム: Plant (プラント)」を表す。

研修講座名	申込方法・締切	注意事項
・初任者研修 (幼稚園等を除く) ・初任者研修 (養護教諭) (栄養教諭) ・栄養教諭 新規任用研修	「センター研修 I 」のみ申込不要 ※センター研修 II ~III 又はIVの申込方法は後日連絡 申込不要	1 17 1 1
・初任者研修 (養護教諭)(県立) (栄養教諭)(県立) ・実習教諭新規採用研修 ・寄宿舎指導員 新規採用研修	申込不要	・実施要項等は、高等学校又は特別支援学校初任者研修講座「センター研修」とともにPlantに掲載する。県立学校についてはデスクネッツのインフォメーション、盛岡市立高等学校はメールにて該当校へ送信する。実施要項等をダウンロードし事前調査の有無、携行品等を確認すること。

<ul><li>・2年目研修</li><li>・3年目研修</li></ul>	Plant (pp. 12-15参照) 締切:4月9日(火) Plant (pp. 12-15参照)	・実施要項、研修者名簿等は、Plantに掲載し研修者への決定 通知は行わない。また、県立学校についてはデスクネッツ のインフォメーション、盛岡市立高等学校についてはメー ルにて該当校へ送信する。実施要項等をダウンロードして 事前調査の有無、携行品等を確認すること。 ・実施要項、研修者名簿等は、Plantに掲載し研修者への決定 通知は行わない。また、県立学校についてはデスクネッツ のインフォメーション、盛岡市立高等学校についてはメー
0 平日初16	締切:4月26日(金)	ルにて該当校へ送信する。実施要項等をダウンロードして 事前調査の有無、携行品等を確認すること。
<ul><li>教職経験者 5年研修</li></ul>	Plant (pp. 12-15参照) 締切 小学校 4月9日(火) 中学校 4月26日(金) 高等学校 4月12日(金) 特別支援学校 4月26日(金) 養護教諭 4月26日(金) 栄養教諭 4月26日(金)	・実施要項、研修者名簿等は、Plantに掲載し研修者への決定 通知は行わない。また、県立学校についてはデスクネッツ のインフォメーション、盛岡市立高等学校についてはメー ルにて該当校へ送信する。実施要項等をダウンロードして 事前調査の有無、携行品等を確認すること。
・中堅教諭等 資質向上研修 (幼稚園等を除く) ・ステージアッ プ研修	Plant (pp. 12−15参照) 締切:4月26日(金)	・実施要項、研修者名簿等は、Plantに掲載し研修者への決定通知は行わない。 ・センター研修「共通」は、サテライト会場を含め4会場での開催となるため、申込時に希望する会場を選択すること。 ・「共通選択B(7月30日)」と「高等学校教諭(8月2日)」のキャリア教育の講義は、一部内容が重複する。選択時は気を付けること。
・幼稚園等 初任者研修 ・幼稚園等 中堅教諭等 資質向上研修	総合教育センターWebページ (p. 16参照) 締切 : 4月26日(金)	<実施要項、研修者名簿について> ・公立幼稚園・認定こども園は、教育事務所を経由してメールにて送信する。 ・私立幼稚園・認定こども園、保育所等、国立幼稚園は、当該園に直接メールにて送信する。

<sup>※</sup> 私立学校の教員に関しては、総合教育センターに問い合わせること。

# 3 特別研修の対象者と申込方法

# (1) 対象者

研修の区分	研修講座名	研修対象者
772 17	・小・中・義務教育学校新任校長 ・小・中・義務教育学校新任副校長 ・小・中・義務教育学校新任主幹教諭	・新任の管理職等
新任	・小・中学校新任教務主任(中央会場) ・県立学校等新任教務主任 ・県立学校等新任生徒指導主事※1 ・県立学校等新任保健主事 ・県立学校新任ネットワーク管理者	・新任の教諭等。 <u>ただし、以前の学校で同研修の受講経験がある場合を除く。</u> ※ 中央研修の受講経験者を除く。
研修	• 高等学校新任教育相談担当	・今年度初めて教育相談を担当する教諭等
	・特別支援教育担当ステップ アップ I (後期研修)	・特別支援学級の担任、通級指導担当者等、今年度初めて 特別支援教育の担当となった教諭等
	・小・中学校特別支援学級等 設置校校長	・校長として初めて、特別支援学級あるいは通級指導を設置している学校に着任した校長。 <u>ただし、以前の学校で</u> 同研修の受講経験がある場合を除く。
	• 中学校免許外教科担任	・美術、保健体育、技術・家庭の授業を初めて免許外で行う教諭等
	・高等学校特別支援教育 コーディネーター	・全ての高等学校(全日制・定時制・通信制)の特別支援教育コーディネーター又は準ずる者
	・高等学校臨時的任用教員等 ・特別支援学校臨時的任用教員等	・県教育委員会等から推薦又は指名があった常勤講師(非 常勤講師は希望者を対象とする。ただし、出張扱いには ならない。)
教職	・特別支援学校寄宿舎生活指導充実 ・社会につなぐキャリア教育実践 ・いわての復興教育・防災教育	・県教育委員会、教育事務所、県立学校等から推薦又は指 名があった教諭等
<sup>専門等</sup> 研修	・特別支援教育担当 ステップアップⅡ	・特別支援学級の担任、通級による指導担当者など、今年度2年目の担任(担当)となった教諭等 ・特別支援教育担当ステップアップIを受講した者
	・特別支援教育担当 ステップアップ <b>Ⅲ</b>	・特別支援学級の担任、通級による指導担当者など、今年度 3年目の担任(担当)となった教諭等 ・特別支援教育担当ステップアップⅡを受講した者
	・教育相談コーディネーター フォローアップ I ・ II	・長期研修講座「養成研修コース」修了後3年以内の者、 4年以上の者は、受講希望者の中で指名があった者
	・いじめ問題への理解と対応(管理職・主任層対象・いじめ関連講座)	・県教育委員会、教育事務所、県立学校等から推薦又は指名があった者
	・いじめを予防する学級集団づくり (学級担任層対象・いじめ関連講座)	・県教育委員会、教育事務所、県立学校等から推薦又は指名があった教諭
	<ul><li>保育者レベルアップ研修講座 ステップ1 (2~5年目等対象)</li></ul>	・幼稚園等において、主に採用から2~5年目までの教 諭、保育教諭、保育士等(ステップ2の受講を希望する 者は本研修講座の受講を推奨する)
	・保育者レベルアップ研修講座 ステップ2 (6~10年目等対象)	・幼稚園等において、採用6~10年目の教諭、保育教諭、保育士等(ステップ1を受講することを推奨する)
幼児 教育 研修	・幼児教育中核リーダー養成 I ・ II	・各園の園長の推薦があった者(令和3年度までの「5~8年保育者レベルアップ研修講座」、又は「令和4年度保育者レベルアップ研修講座ステップ2」を受講済み且つ将来的に地域のアドバイザーとなることが期待される者)
	・幼児教育アドバイザーⅠ・Ⅱ	・地域の幼児教育アドバイザー及びその養成段階にある者 (各市町村教育委員会または市町村の推薦があった者で 幼児教育中核リーダー養成研修講座受講済みの者)
	• 就学前教育施設管理職研修講座	・就学前教育施設の管理職

## (2) 申込方法

申込方法や注意事項に記載の「Plant」とは「全国教員研修プラットフォーム: Plant (プラント)」を表す。

## ① 新任研修

研修講座名	申込	方法・締切	注意事項
<ul><li>・小・中・義務教育学校 新任校長</li><li>・小・中・義務教育学校 新任副校長</li><li>・小・中・義務教育学校 新任主幹教諭</li><li>・特別支援教育担当</li></ul>	<ul><li>市町村立 学校</li><li>国立学校</li></ul>	申込不要	・研修者名簿は、県教育委員会が作成する。 ・実施要項、研修者名簿等は、Plantに 掲載し、研修者への決定通知は行わ ない。実施要項等をダウンロードし 事前調査の有無及び携行品等を確認 すること。
ステップアップ I (後期研修)	・私立学校	直接申込 締切:4月9日	・総合教育センター所長宛てに直接送付すること。 ・研修者の決定通知、実施要項等は総合教育センターから直接送付する。
・小・中学校新任教務主任 (中央会場)	・市町村立	Plant (pp. 12-15参照) 締切:4月26日	・実施要項、研修者名簿等は、Plantに 掲載し、研修者への決定通知は行わ
・小・中学校特別支援学級等 設置校校長	学校	Plant (pp. 12−15参照) 締切∶4月9日	ない。     ・県立学校についてはデスクネッツの     インフォメーション、盛岡市立高等     学校についてはメールにて該当校へ
<ul><li>・高等学校新任教育相談担当</li><li>・県立学校新任ネットワーク管理者</li></ul>	・県立学校 ・盛岡市立	Plant (pp. 12-15参照) 締切∶4月9日	送信する。実施要項等をダウンロー ドし事前調査の有無及び携行品等を
<ul><li>・県立学校等新任教務主任</li><li>・県立学校等新任生徒指導主事</li></ul>	高校 •国立学校	Plant (pp. 12-15参照) 締切:4月12日	確認すること。 ※私立学校について ・総合教育センター所長宛てに直接送
・県立学校等新任保健主事	・私立学校 ( <b>※</b> )	Plant (pp. 12-15参照) 締切:4月 26 日	付すること。 ・研修者の決定通知、実施要項等は総合教育センターから直接送付する。

<sup>※</sup> 私立学校の教員に関しては、総合教育センターに問い合わせること。

## ② 教職専門等研修

実施要項、研修者名簿等は、Plant に掲載し、研修者への決定通知は行わないので留意すること。

研修講座名	申込方法・締切	注意事項
· 高等学校臨時的任用教員等 · 特別支援学校臨時的任用教員等	別途通知	<ul> <li>・県立学校にはデスクネッツのインフォメーション、盛岡市立高等学校にはメールにて該当校へ送信する。実施要項等をダウンロードし事前調査の有無及び携行品等を確認すること。</li> <li>・非常勤講師で研修を希望する者は、研修可能である。ただし、出張扱いにならない。申込みについては、実施要項等を確認の上、総合教育センターの講座担当者に直接問い合わせること。</li> </ul>
・中学校免許外教科担任	Plant (pp. 12-15参照) 締切∶4月12日	・実施要項等をダウンロードし事前調査の有無 及び携行品等を確認すること。

研修講座名		込方法・締切	注意事項
・社会につなぐキャリア教育実践 ・特別支援学校寄宿舎生活指導充実 ・いわての復興教育・防災教育 ・いじめ問題への理解と対応 (管理職・主任層対象・いじめ関連講座) ・いじめを予防する学級集団づくり (学級担任層対象・いじめ関連講座)	別途通知		
・高等学校特別支援教育コーディネーター	別途通知		<ul><li>・所属校は、研修対象者を把握、確認し総合教育 センター所長宛てに報告すること。</li><li>・実施要項等をダウンロードし事前調査の有無 及び携行品等を確認すること。</li></ul>
・教育相談コーディネーター フォローアップ I 、Ⅱ	申込不要		・担当から別途通知するので、所定の報告用紙を総合教育センター所長宛てに報告すること。 ※研修者には決定通知を行う。
・特別支援教育担当 ステップアップⅡ	様式・締切 別途指示		<ul><li>・各市町村教育委員会・各教育事務所経由で報告すること。</li><li>・研修者名簿は、県教育委員会が作成する。</li><li>・実施要項等をダウンロードし事前調査の有無及び携行品等を確認すること。</li></ul>
<ul><li>特別支援教育担当 ステップアップⅢ</li></ul>	市町村立学校	様式・締切 別途指示 Plant (pp. 12-15 参照) 締切 p. 43参照	・各市町村教育委員会・各教育事務所経由で報告すること。 ・Plantでも申し込むこと。 ・通級による指導担当教員養成研修講座同時開催である「家族支援・きょうだい支援」、「心理発達検査概論・クラスワイドな支援と個別の支援」を選択する場合はPlantでの申込みは不要。 ・申込者数が定員を超えた場合、申込期限内であっても受付を停止することがある。 ・実施要項等をダウンロードし、研修内容、事前調査の有無及び携行品等を確認すること。

<sup>※</sup> 私立学校の教員に関しては、総合教育センターに問い合わせること。

## ③ 幼児教育研修

研修講座名	申込方法・締切	注意事項
・保育者レベルアップ研修講座ステップ1 (2~5年目等対象) ・保育者レベルアップ研修講座ステップ2 (6~10年目等対象) ・幼児教育中核リーダー養成 I・II ・幼児教育アドバイザー I・II ・就学前教育施設管理職	総合教育センター Webページ (pp. 16 参照) 締切 p. 43 参照	(実施要項、研修者名簿について〉 ・公立幼稚園・認定こども園は、市町村教育委員会を経由してメールにて送信する。 ・私立幼稚園・認定こども園、保育所等は、担当課を経由してメールにて送信する。 ・国立幼稚園は、直接メールにて送信する。 ・特別支援学校幼稚部は、デスクネッツのインフォメーションへ送信する。 ・申込者数が定員を超えた場合、申込期限内であっても受付を停止することがある。

## 4 希望研修の対象者と申込方法

すべての研修講座について申込みが必要である。申込期限は研修講座の実施時期により異なる。

#### (1) 対象者

研修の区分	研修対象者	
	各教科、領域等の専門的な内容の研修を希望する教諭、 養護教諭、栄養教諭、実習教諭、講師等(一部の研修講 座は、事務職員も可)。	対象校種は、 pp. 43-45 を
公開研修	各教科、領域等の基礎的、基本的な内容の研修を希望する 教諭、養護教諭、栄養教諭、実習教諭、講師等(一部の研 修講座は、事務職員も可)。	参照。

<sup>※</sup> 非常勤講師が希望する場合、出張扱いとはならない。また旅費が支給されないことを確認の上で 申し込むこと。

#### (2) 申込方法

申込方法や注意事項に記載の「Plant」とは「全国教員研修プラットフォーム: Plant (プラント)」を表す。

ア 教科研修、領域等研修、情報教育研修、教育相談研修、学校保健教育研修、特別支援教育研修

7 软件所形、膜线等所形、肝	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	火咖啡、于仅体连铁自咖啡、竹加又饭铁自咖啡
申込方法・約	帝切	注意事項
・市町村立学校 ・県立学校 ・盛岡市立高校 ・国立学校 ・その他(PlantのID、パスワードが交付されている学校等)	Plant (pp. 15-16参照) 締切pp. 43-45参照	<ul> <li>・岩手県教育委員会事務局から付与されたログインID、パスワードにてログインして申込む。</li> <li>・申込者数が定員を超えた場合、申込期限内であっても受付を停止する。</li> <li>・実施要項、研修者名簿等はPlantに掲載し研修者への決定通知は行わない。また、県立学校についてはデスクネッツのインフォメーション、盛岡市立高等学校についてはメールにて該当校へ送信する。実施要項等をダウンロードし、事前調査の有無、携行品等を確認すること。</li> </ul>
・国公立、私立幼稚園 ・認定こども園 ・保育所、保育園 等	総合教育センターWebページ (p. 16参照) 締切pp. 43-45参照	
Plant又は総合教育センター Webページが使用できない場 合	メール 【研修様式 1 】 (p. 51参照) 締切pp. 43-45参照	・総合教育センター所長宛てに直接送付すること。 ・実施要項、研修者名簿等は、総合教育センターから直接送付又はPlantに掲載する。 ・申込者数が定員を超えた場合、申込期限内であっても受付を停止する。

<sup>※</sup> 特別支援教育新任担当教員 (スタート研修) については、総合教育センターから送付される通知に したがって、参加申込書を県教育委員会及び市町村教育委員会に提出すること。

#### イ 公開研修

申込方法・締	切	注意事項
<ul> <li>・市町村立学校</li> <li>・県立学校</li> <li>・盛岡市立高校</li> <li>・国立学校</li> <li>・その他 (Plantの I D、パスワードが交付されている学校等)</li> </ul>	•	<ul> <li>・岩手県教育委員会事務局から付与されたログインID、パスワードにてログインして申込む。</li> <li>・申込者数が定員を超えた場合、申込期限内であっても受付を停止する。</li> <li>・実施要項、研修者名簿等はPlantに掲載し、研修者の決定通知は行わない。県立学校についてはデスクネッツのインフォメーション、盛岡市立高等学校についてはメールにて該当校へ送信する。実施要項等をダウンロードし事前調査の有無、携行品等を確認すること。</li> <li>・研修者の旅費負担については割当旅費とする。</li> </ul>

申込方法・締	切	注意事項
・国公立、私立幼稚園 ・認定こども園 ・保育所、保育園 等	総合教育センターWebページ (p. 16参照) 締切pp. 43-45参照	
Plant又は総合教育センター Webページが使用できない場合	メール 【研修様式 1 】 (p. 51参照) 締切p. 45参照	・総合教育センター所長宛てに直接送付する。 ・実施要項、研修者名簿等は、総合教育センターから直接送付又はPlantに掲載する。 ・申込者数が定員を超えた場合、申込期限内であっても受付を停止する。

## (3) 希望研修の申込期限

ア 申込期限 (pp. 43-45 参照) は、<u>各講座開始 2 週間前を基準に設定</u>している。ただし、準備等の都合により早期に設定している研修講座があるので留意すること。

- ※ 各研修講座の日程・内容は、総合教育センターWebページで公開しているので参照のこと。 総合教育センターWebページ ホーム > 研修 > 希望研修
- イ 申込者数が定員を超えた場合、申込期限内であっても受付を停止する。
- ウ 申込期限の時点で申込者数が定員に満たない場合は、受付期間を延長することもある。

## 5 公開講演の申込方法

- (1) Plant(全国教員研修プラットフォーム: Plant(プラント))が使用可能である学校については、岩手 県教育委員会事務局から付与されているログインID、パスワードによってログインし、専用フォーム に入力する。それ以外の学校等については、【研修様式1】(p.51 参照)によりメールで申し込むこと。
- (2) 申込期限は、開催日の2週間前までとする。なお、聴講を希望する者への決定通知は行わない(定員 超過等で希望が受け入れられない場合のみ連絡する)。
- (3) 日時、演題等が都合により変更になる場合があるため、公開講演を実施する研修講座 (p. 8 参照) の 実施要項を確認すること。

なお、実施要項は公開講演開催日の約1か月前に Plant に掲載する。

#### 6 移動センター研修の申込方法

(1) 実施日の決定

実施の前年度中に教育事務所毎に各市町村教育委員会の実施希望を総合教育センターが取りまとめ、 これを調整の上、実施日を決定し通知する。県立学校は、締切日までに直接総合教育センター担当宛て に実施希望書を送付する。

(2) 年度途中で研修を希望する場合 教育事務所、市町村教育委員会、県立学校から実施希望を受付け、総合教育センター所長が決定する。

#### 7 要請研修の申込方法

- (1) 学校等から総合教育センター各担当に電話で研修を依頼する。
  - ア 学校等で旅費の負担が可能か、また、どの公所が旅費を負担するかを確認した上で依頼すること。
  - イ 市町村立学校の場合は、あらかじめ<u>市町村教育委員会</u>に要請の可否について確認した後に、総合教育センターに依頼すること。
  - ウ 都合により、対応不可又は他所と対応の調整を図る場合がある。
- (2) 研修の対応が承諾された場合、総合教育センター所長宛てに依頼文書を送付する。
  - ※ 市町村立学校の場合は、関係機関に周知するため、依頼文書は、市町村教育委員会、教育事務所を 経由すること。

## 8 随時研修の申込方法

- (1) 学校等から総合教育センター各担当に電話で研修を依頼する。
- (2) 研修の対応が承諾された場合、総合教育センターの各担当者と内容や日時について相談する。なお、依頼文書の提出は原則不要であるが、依頼内容の確認のため、メールによる申込みが必要な場合がある。
- (3)年3回土曜日に実施する「特別支援教育に関する随時研修」については、総合教育センターWebページ「各担当」の「教育支援相談担当」から「研修パンフレット」をダウンロードし、専用フォームで申し込むこと。

## 9 長期研修生研修講座・通級による指導担当教員養成研修講座の申込方法

申込方法については別途通知する。

なお、研修者は別途通知により、総合教育センター所長が決定する。

## 10 総合教育センターが実施する研修に関する留意事項

(1) 基本研修、特別研修の追加申込み

申込締切日以後に申込みが必要な場合には、総合教育センター講座担当者に連絡した上で、【**研修様式2**】 (p. 52 参照) により追加申込みを行うこと。

(2) 市町村教育委員会、教育事務所への研修受付状況の通知

Plant に掲載された研修者名簿を市町村教育委員会及び教育事務所が確認することで、研修受付状況の通知に代えるものとする。

- (3) 研修者の決定通知
  - ア Plant によって受付けた学校については、決定通知を行わない。そのため、Plant に掲載される研修 者名簿を必ず確認すること。
  - イ Plantで申込みができない学校に対しては、文書で通知する。
- (4) 研修者の選外通知
  - ア 研修者に選外者が発生した場合は、当該所属長宛てに選外通知を文書で通知する。通知は、総合教育センターでの受付締切日から概ね1週間以内とする。
  - イ 市町村教育委員会、教育事務所を経由して申込みを受付けた推薦者を選外者とする場合は、教育事 務所、市町村教育委員会を経由して選外通知を文書で通知する。
  - ウ 総合教育センターが直接申込みを受付けた者を選外者とする場合は、所属長宛てに直接選外通知を 文書で通知する。
- (5) 欠席・延期届の提出
  - ア 研修者がやむを得ない理由 (病気等) により欠席する場合は、【研修様式3】 (p. 53 参照) により 欠席届を提出すること。
  - イ 緊急な事態(体調不良や忌引き等)で欠席する場合は、研修者本人が所属長に速やかに連絡すること。所属長は、総合教育センター研修担当者に速やかに連絡(<u>市町村立学校は所管の教育委員会にも</u>速やかに連絡)した上、【研修様式3】(p.53 参照)により欠席届を提出すること。
  - ウ 育児休業等で研修対象年度に受講できない場合は、<u>年度毎</u>に【**研修様式3**】 (p. 53 参照) により延期届を提出すること。
- (6) 実施要項等について
  - ア 総合教育センターが実施する基本研修、特別研修、希望研修の実施要項等は、研修講座開始1か月前を目処に Plant に掲載する(ただし、実施時期等によってはこの限りではない)。県立学校についてはデスクネッツのインフォメーション、盛岡市立高等学校についてはメールにて該当校へ通知する。なお、確定した研修者名簿は、申込締切後に Plant に掲載する。
  - イ 実施要項等を入手できない学校等に対しては、講座開始2週間前には実施要項等を本人宛てに送付する。
  - ウ 研修講座の日程(実施要項ではない)については、総合教育センターのWebページに掲載する。

## 11 県教育委員会の各室課が実施する研修(pp. 48-49)の申込方法

県教育委員会が実施する研修は、各室課及び総合教育センター等からの通知にしたがって申し込むこと。

#### 12 教育事務所・市町村教育委員会が実施する研修の通知

(1) 基本研修の通知

「初任者研修」、「2年目研修」、「教職経験者5年研修」、「中堅教諭等資質向上研修」についての 実施要項等案内は、それぞれの研修の実施機関から別途通知する。

(2) 基本研修以外の通知

地域の実態に即し、各教育事務所及び各市町村教育委員会が実施する研修事業の実施要項等案内は、 各教育事務所及び各市町村教育委員会が別途通知する。

なお、研修対象者は、各教育事務所長及び各市町村教育委員会教育長が決定する。